福岡市危機管理基本方針

令和5年4月 福 岡 市

目 次

第1章	総則
第 1	目的
第 2	定義
	1 危機
	2 危機の区分
	(1) 災害 ·····
	(2) 武力攻撃事態等及び緊急対処事態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3) 事件等の緊急事態
第 3	F 4.11
	1 市の責務
	2 各局区室等の責務
	3 職員の責務
第2章	危機管理体制と主要幹部の役割
第 1	
第 2	
第3	
71.0	
生の辛	行図士の各機管理
第3章	
第 1	= 1 · · · · ·
第 2	危機管理計画 ············!!
	1 福岡市地域防災計画
	2 福岡市国民保護計画
	3 福岡市事件等緊急事態対処計画
第3	·=····
	1 事前対策
	2 応急対策
	3 事後対策
《資料	編》
資料 1	規則等抜粋

資料2 危機管理監職務代行要綱

第1章 総則

第1目的

この基本方針は、福岡市における危機管理に関する基本的事項を定めることにより、危機管理体制の整備、施策の推進等を図り、もって市民の安全と安心を確保していくことを目的とする。

第2 定義

1 危機

危機とは、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼす おそれのある事態」をいう。

2 危機の区分

危機を「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」及び「事件等の緊急事態」の三つに大別する。

(1) 災害

災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号で 定められている「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地 震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆 発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因 (放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規 模な事故等)により生ずる被害」をいう。

(2) 武力攻撃事態等及び緊急対処事態

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の 平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第2条第2号及び第3号で定められている「武力攻撃事態(武力攻 撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態)」及び「武力攻撃予測事態(武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態)」をいう。

また、緊急対処事態とは、同法第22条第1項で定められている「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、 国家として緊急に対処することが必要なもの」をいう。

(3) 事件等の緊急事態

事件等の緊急事態とは、テロ(※)、感染症、環境汚染その他の緊急事態であり、「災害」及び「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」以外の危機をいう。

※テロ:特定の主義主張に基づき、国家等にその受入れ等を強要し、又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等

3 危機管理

危機管理とは、危機から市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを 目的に、平常時における危機の予測等に基づく事前対策、発生のおそれがあると きの未然防止策、発生時の応急対策及び収束時の復旧・復興と再発防止策等、危 機発生を未然に防止するとともに、発生時の被害を軽減し、社会への影響を最小 限にするための総合的な市の取組みをいう。

第3 責務

1 市の責務

市は、国、県、その他の地方公共団体や関係機関と密接に連携しながら相互に協力し、市の有する全ての機能を最大限発揮して、危機管理に必要な施策を総合的に実行する責務を有する。

2 各局区室等の責務

局、区、室及び行政委員会(以下「局区室等」という。)は、想定される危機への全庁的な備え及び各局区室等が主体となって対処すべき危機への備えに必要な危機管理の各種計画・対処マニュアル等を整備し、その実行に必要な各種準備を推進するとともに、危機の発生に際しては、関係局区室等及び関係機関と連携し、危機管理の諸対策を積極的に実施する責務を有する。

3 職員の責務

職員は、自らの職務及び立場に応じて起こりうる危機を想定し、その対処策を検討する等危機管理意識を高めるとともに、訓練、研修等を通じて危機管理に関する知識及び技術の習得に努め、危機発生時は、直ちに危機への対処のための業務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する責務を有する。

第2章 危機管理体制と主要幹部の役割

第1 危機管理体制

危機管理を適切かつ効果的に実行するため、全庁的な危機管理体制を整備する。 危機への備えとして連絡会議等の運営による情報共有等を実施するとともに、危機 の発生(発生のおそれが大である場合等を含む。)(以下「危機の発生等」という。) に際しては全庁的な対処体制を確立して危機への対応に当たる。

第2 全庁的な対処体制

全庁的に対処すべき危機に対する事前対策、応急対策、事後対策を効果的に実施するため、対策本部等を設置するなど、必要な体制を確立する。

第3 主要幹部の役割

1 市長

市長は、本市の危機管理の最高責任者とする。

2 副市長及び危機管理監

副市長は、福岡市長職務代理者規則に基づき、市長の職務を代理するとともに、福岡市副市長担任事務規程第3条の規定に基づき、危機に対応し、市長を補佐する。

危機管理監は、福岡市事務分掌規則第87条の規定に基づき、本市の危機管理を統括し、市長を補佐する。

3 市民局長等

市民局長は、全庁的な危機管理における対策本部等の運営を補佐する。 この業務について、市民局理事及び防災・危機管理部長はその補佐(市民局 理事は、福岡県警察と関連のある業務の補佐)を実施する。

4 各局区室等の長等

各局区室等の長は、それぞれが所管する事務における危機管理業務を行うと ともに、特命された危機管理業務を実施する。

各局区室等の総務担当部長等は、各局区室等の長を補佐し、各局区室等の危機管理業務にあたる。また、防災等担当監として、福岡市防災等担当監設置要綱に示された業務を実施する。

第3章 福岡市の危機管理

第1 基本方針

市民の安全・安心で良好な生活環境を確保するため、危機を未然に防止し、危機の発生等に際しては、迅速かつ実効性ある対処により被害を軽減し、社会への影響を最小限にするとともに、危機の収束時は、市民生活を早期に回復し危機の再発を防止することを基本として危機管理を行うこととする。このため、危機の区分別に「福岡市地域防災計画」、「福岡市国民保護計画」、「福岡市事件等緊急事態対処計画」の3つの計画を福岡市危機管理計画として策定し、この計画に準拠して対応する。

第2 危機管理計画

1 福岡市地域防災計画

「災害」への備えや対処のため、災害対策基本法に基づき「福岡市地域防災 計画」を策定する。

2 福岡市国民保護計画

「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」への備えや対処のため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び福岡県国民保護計画に基づき「福岡市国民保護計画」を策定する。

3 福岡市事件等緊急事態対処計画

「事件等の緊急事態」への備えや対処のため、全庁的な計画として「福岡市 事件等緊急事態対処計画」を策定するとともに、各局区室等は、それぞれの所 掌に応じた対処計画等を準備する。

第3 危機管理に係る対策

1 事前対策

平常時から、各局区室等は、職員及び組織の危機管理能力の向上、情報収集及び連絡体制の整備、市民、企業等への情報提供及び連携強化、危機管理計画等の策定等を推進するとともに、起こりうる危機を想定して、訓練等を含め事前対策を適切に実施し、危機発生時の応急対策及び事後対策を迅速かつ有効に実施できよう準備する。

2 応急対策

危機の発生等において、各局区室等は、危機にかかる情報の収集及び分析を行い、速やかに市長、副市長及び危機管理監に報告するとともに、所要の対処体制の整備と職員の配置を行い、関係機関、団体等と相互に協力し、被害を軽減し、社会への影響を最小限に抑えるための迅速かつ効果的な応急対策を実施する。

3 事後対策

危機の収束時において、市民の意向を尊重し、市と国等との適切な役割分担の下、可能な限り迅速かつ円滑に復旧・復興を図り、将来の危機に強いまちづくりに資する。各局区室等は、危機により生じた市民の不安の解消及び安心の回復に努めるとともに、関係機関、団体等と相互に協力し、市民生活の早期安定、復興のための支援等について必要な対策を実施する。

また、危機管理の検証を行い、危機管理計画等の策定及び修正を行う等再発の防止及び被害の軽減に努める。

資料 1

【 規 則 等 抜 粋 】

〇 福岡市事務分掌規則

(危機管理監)

第87条 本市に危機管理監を置く。

- 2 危機管理監の分掌する事務は、次のとおりとする。
 - (1) 本市の危機管理(災害(災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条第1号に規定する災害をいう。以下この号において同じ。)、武力攻撃事態等(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。)第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下この号において同じ。)及び緊急対処事態(事態対処法第22条第1項に規定する緊急対処事態をいう。以下この号において同じ。)並びに事件等の緊急事態(テロ、感染症、環境汚染その他の緊急事態(災害並びに武力攻撃事態等及び緊急対処事態を除く。)をいう。)に限る。以下この状において同じ。)の統括に関すること。
 - (2) 危機管理に係る特命事項に関すること。
- 3 危機管理監は、職員のうちから命じる。

危機管理監職務代行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市事務分掌規則第87条の規定に基づき設置された危機管理監の担任事務に関し、市長を補佐し、全庁的な指揮・命令を迅速且つ的確に行い、危機事案を一元管理することにより、本市における総合的な危機管理体制の充実・強化を図ることを目的とするという危機管理監の設置趣旨に鑑み、予め危機管理監の事務の代行について取り決めておくことにより、本市における危機事案の対応に関して間隙を生じさせないことを目的とする。

(担任事務の代行)

- 第2条 危機管理監の事務については、次に掲げる場合は、市民局長が代行するものとする。
 - (1) 出張等の理由により、予め対応出来ないことが判明している場合
 - (2) 交通遮断等の理由により、急遽対応が困難となった場合
 - 2 前項の場合において、代行する市民局長が不在である等の特殊な場合は、その間の 事務を危機管理担当副市長に返戻する。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、危機管理監の職務代行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。